資料３ 個人情報保護法施行条例 対応の方向性（正誤表）　　（令和４年９月３０日訂正）

	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿	係る事項を審議会に報告しなければならない。 4　市長は、届出事項に係る目録を作成し、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。
１７	要 配 慮 個 人 情 報 ☐ 人種　　☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害 ☐ 障がい情報 ☐ 健康診断等の結果 ☐ その他（　　） 〈収集の根拠〉 ☐ 法令等　　☐ 審議会	要 配 慮 個 人 情 報 ☐ 人種　　☐ 信条 ☐ 社会的身分 ☐ 病歴 ☐ 犯罪の経歴 ☐ 犯罪被害 ☐ 障がい情報 ☐ 健康診断等の結果 ☐ その他（　　） ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
１８	１　改正個人情報保護法における「開示決定等の期限」の規定 第８３条（開示請求等の期限）	１　改正個人情報保護法における「開示決定等の期限」の規定 第８３条（開示決定等の期限）
２１	5　市条例対応の方向性	4　市条例対応の方向性
２２	6　情報公開条例との整合性について	5　情報公開条例との整合性について
２３	１　改正個人情報保護法における「訂正決定等の期限」の規定 第９４条（訂正決定等の期限） 前条各号の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第９１条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当	１　改正個人情報保護法における「訂正決定等の期限」の規定 第９４条（訂正決定等の期限） 前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から３０日以内にしなければならない。ただし、第９１条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当

削除